農地法第４条申請をされる方へ

農地転用許可申請を行う際、農業振興計画地・農地区分の調査等が必要となるため、審査に時間を要する場合があります。ご連絡先をお伺いし、転用について担当からご説明させていただく場合がありますのでご了承ください。

杵築市農業委員会事務局

電話　0978－64－0711

**農地法第４条申請に係る添付書類一覧　（一般的な転用）**

杵築市農業委員会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類番号 | 申請時必要（添付）書類 | 書類の内容 | 備考（発行先等） |
| ① | 委任状 | － | ・行政書士等の代理人申請の場合は提出が必要 |
| ② | 土地の全部事項証明書 | 土地状況に係る土地の状況等に関するもの | ・申請時に法務局で３ヶ月以内に証明されたもの（申請地１筆ごと）【※別紙補足－１】 |
| ③ | 位置図 | 申請に係る土地の位置及び農地区分の判断に関するもの | ・近隣の庁舎からの位置・方位・直線距離を明示（１万分の１から５万分の１程度） |
| ④ | 付近見取図 | 〃 | ・申請地が把握できるもの（住宅地図等（申請地明記）） |
| ⑤ | 字図 | 公図の原本（法務局証明済のもの、登記官印のあるもの） | ・周辺地の土地所有者、地番、地目、地積等を記載のこと・事業区域が分かるよう色枠等で表示・公図の原本（法務局証明済のもの、登記官印のあるもの |
| ⑥ | 土地利用計画書（配置図・設計図） | 事業計画に関するもの、事業内容について補足するもの | 【※別紙補足－２】 |
| ⑦ | 見積書 | 資金計画に関するもの | ・建築物等に係る費用の見積書（造成・施設・建築物等全て）・施工業者等の見積等 |
| ⑧ | 資金証明書 | 資力を証する書面 | 【※別紙補足－３】 |
| ⑨ | 農振法適用除外証明 | － | ・本庁舎１階　農林水産課にて確認ができた場合は提出不要 |
| ⑩ | 土地改良区意見書 | 農業上の利用調整 | ・申請地が土地改良区の区域内にある場合は意見書が必要【※別紙補足－４】 |
| ⑪ | 同意書・承諾書 | 農業上の利用調整 | 【※別紙補足－５】 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類番号 | 申請時必要（添付）書類 | 書類の内容 | 備考（発行先等） |
| ⑫ | 代替地の検討資料 | 他の候補地一覧表（ゼンリン地図等） | ・申請地以外の土地を検討する一覧表及び候補地位置図（申請地と同等の面積が望ましい、立地条件等により不要となる場合があります） |
| ⑬ | 現況写真 |  | ・申請地全体の現況が把握できるもの |
| ⑭ | 法人の全部事項証明書または法人の定款その他行為の写し（原本証明のもの） | 行為能力等に関する書面 | ・法人格のない団体がその代表者名で申請する場合は、代表者として選出された経過が分かる書面（例：集落総会議事録等） |
| ⑮ | 始末書 | 無断転用等追認事案（他） | ・ご相談ください |
| ⑯ | その他書類（公有財産管理者の同意）（他法令許認可申請書の写し又は他法令の申請状況を説明した書面） |  | ・道路占用、法定外公共物使用（用途廃止）等・他法令の許認可を要する際 |

**この一覧は、お知らせなく変更する場合があります。転用の用途、案件により不要となる書類**

**が発生することがあります。また、必要に応じて参考となる書類を求める場合があります。**

・申請書の受付締め切り：**毎月１５日（土、日、祝日の場合はその前日（平日））**

　（※書類審査には時間を要するため、事前にご相談ください。また、添付書類に支障がある

場合は受理できないことがあります。）

・受付締め切り後の翌日（平日）から地域担当農業委員、推進委員による現地調査を行います。詳細については後日連絡します。**原則立会をお願いします。**

・申請書は**正本・副本（副本の添付書類は写し可）の計２部必要です。**

・**事前に相続登記をおこなってください**（登記が済んでいない場合）

・**農業者年金（経営移譲年金）、を受給されている方**は、農地転用により受給額に影響することがあります、**事前にご相談ください。**

**（別紙）　補足一覧**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 書類番号 | 補足番号 | 補足書類名 | 補　　　　足 |
| ② | 補足－１ | (1)住民票又は戸籍の附票抄本 | 県外在住者又は全部事項証明書に記載されている住所が、登記名義人の現住所と異なる場合は住民票の添付が必要 |
| ⑥ | 補足－２ | (1)申請事由書（理由）(2)土地利用計画図配置図(3)工程表 | 1. 転用計画の詳細を記載
2. 一般住宅、資材置場、倉庫の場合（主に）

・建物又は施設等を建設する場合は、面積、位置図を表す図面・建築物の設計図（縮尺記載の平面図、立面図、（縦断面図））・排水計画（給排水計画図）接続予定の排水先の財産管理者との協議が必要雨水・生活雑排水（排水の流れを明記（矢印等））(3)工期が１年を超える場合 |
| ⑧ | 補足－３ | (1)金融機関の残高証明書(2)融資可能額証明書(3)預貯金通帳の写し(4)web口座の残高がわかる書面(5)その他書面 | (1)金融機関の残高証明書の場合証明日（発行日ではない）が転用許可申請日から３０日前の日以降のもの。複数の金融機関の証明書を添付する場合は、証明日が同一日のもの(2)金融機関の融資証明書の場合申請日時点において、証明書の有効期限の日を経過していないもの(2)金融機関以外の融資証明書の場合証明書の発行日が転用許可申請日から３０日前の日以降のもの(3)可預金通帳の表紙及び最終ページの写し（最終記載事項の年月日が転用許可申請日から３０日前の日以降のもの）(4)金融機関面、口座番号、口座名義人、口座残高、口座残高の日付が確認できるもの（高解像度で内容が確認できるものに限る） |
| ⑩ | 補足－４ | － | 申請地が土地改良区の区域内かの確認が必要（※農業委員会２階 農地保全センター） |
| ⑪ | 補足－５ | － | ・近傍農地（田、畑）の所有者より・取水、排水に係る水利権者及び漁業権者の同意各種権利を有する者がいる場合 |